

告 示

埼玉県告示第九百二十四号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

二 作業種類

公共測量（三・四級基準点測量）

三 作業地域

草加市松原四丁目

四 作業期間

平成二十九年八月十四日から平成三十年三月三十日まで